

私たちのまち鎌倉のことに関心を持ち、自分たちでより良くして
いこうという思いを共有して行動するための条例（案）

私たちのまち鎌倉は、「自分たちのまちのことは自分たちでより良くしていこう」という思いを持ち、その思いを共有して行動する人々によって支えられてきたまちである。海と山の美しい自然環境と豊かな歴史的遺産を有する鎌倉のまちの暮らしや文化は、鎌倉のまちを愛する一人一人によって創られ、守られ、発展し続けてきた。まちの発展と共に積み重ねてきた伝統は、私たちの誇りであり、環境、福祉、教育、文化など様々な分野で今も受け継がれている。

私たちは、この伝統を受け継ぎ、鎌倉のまちを愛する一人一人が、このまちを創っていく主人公としての誇りと自覚を持って行動し、人々が互いに協力し合う鎌倉のまちを創ることを目指すものである。

（目的）

第 1 条 この条例は、鎌倉のまちに住み、働き、学び、活動するもの（市を除く。以下「市民等」という。）、鎌倉のまちに関わるもの（市民等及び市（以下「私たち」という。）を除く。以下同じ。）及び市が、互いに協力し合い、多様化する地域課題を解決し、鎌倉のまちをさらに輝くまちにしていくための基本理念を定め、魅力と活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 私たちは、別表に掲げる基本理念にのっとり行動するよう努めるとともに、鎌倉のまちに関わるものにも基本理念について理解を求めるよう努めるものとする。

（指針の策定）

第 3 条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、市民等及び鎌倉のまちに関わるものが、それぞれの特性を生かし鎌倉のまちを創っていく主人公として活動ができる環境を整備し、当該活動を支援するため、市民活動及び協働の推進についての指針（以下「指針」という。）を策定するものとする。

（施策の実施）

第 4 条 市は、基本理念及び指針に基づき施策を実施する。

（広報及び啓発）

第 5 条 市は、市民等及び鎌倉のまちに関わるものに対し、この条例の基本理念について積極的に広報及び啓発を行うものとする。

（市民活動・協働推進委員会）

第 6 条 市長の附属機関として、鎌倉市市民活動・協働推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

(1) 基本理念及び指針に基づく活動に関する事項

- (2) この条例及び指針の見直しに関する事項
- 3 委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 知識経験を有する者
 - (3) 公共的団体が推薦する者
 - (4) 市民
- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第4項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。
- 8 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 9 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 10 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に規則で定める。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 私たちは、鎌倉のまちを創っていくのは私たち一人一人であるという思いを共有し、自覚し、自らができることを実行します。2 私たちは、人の成長が鎌倉のまちの成長につながること及び人を育てることの大切さを認識し、地域で子どもを育て、子どもも大人も共に育ち、学び合っていきます。3 私たちは、世代、性別、立場等を越え、互いを理解し、信頼し、尊重し、認め合った上で、互いの特性を生かし、共に話し合い、協力して鎌倉のまちを創ります。4 私たちは、それぞれがまちを創っていく主人公として輝いて活動し、共により魅力的で住みやすい鎌倉のまちを創っていくために必要なことを共に考え、実行します。5 市職員は、鎌倉のまちを創っていく一員であると強く自覚し、行動します。 |
|--|